

No. 1852

2019・11・4

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メール
miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp

民商の会員も参加・三次市の日曜集団健診



お味噌汁美味しかったです。

10月27日、三次まちづくりセンターで、三次市主催の『日曜集団健診』が行われました。三次市では長らく日曜健診が行われていませんでしたが、三次民商共済会は三次民商と共に市長交渉を重ね、今年実現となりました。共済会は、三次市と一緒にこの健診が浸透するよう広く会員に呼びかけました。

当日はトータルで市民137名の応募者があったらしく、健診会場は大盛況。改めて日曜健診が中小業者だけでなく、市民に必要とされていることがわかりました。

健診を終えた受診者には減塩お味噌汁をふるまうコーナーもあり、来年以降の継続を願うばかりです。

※共済会を通して申し込まれた方は領収書を持参して民商へ持ってきてください。健診費用を負担します。



健診後は共済役員で懇親会



健診車と台がズラリ

要求運動部主催

キャッシュレス決済学習会

11月13日(水)

昼の部 午後2時～
夜の部 午後7時～

三次民商事務所

PayPay

PayPayではじめる

増税対策

講師はペイペイの武内正さん

「キャッシュレス・消費者還元事業」への参加申請はお済みですか？

対象期間：2019年10月1日(火)～2020年6月30日(火)

仲間を増やそう！拡大行動

10月26日と29日に三次民商は拡大行動を行いました。

26日は4名が集まり、十日市・三和・高田の新会員＆新規業者を訪問。

29日も4名が集まり、十日市・八次を訪問しました。

役員の訪問に比べ、読者を増やした会員や、特大ボスターを早速店先に貼ってくれる会員、パンフレットを置いてくれる会員と元気がでる行動となりました。



ポスターを貼ってもらいました。



こちらはパンフレット

まだまだ秋の運動折り返し地点です。仲間を増やして悪税をはね返しましょう！

秋の運動目標100名中
読者13名拡大

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654



●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

秋の運動会費に御協力をお願いします。

第1回の理事会で、秋の運動が決まり、10月・11月分の会費に秋の運動会費が**1,000円**づつプラスになります。消費税対策など、運動を前進させるため、ご協力をお願いします。

読者さんの奮闘記

三次支部の読者である高岡さんは民商活動にがんばっておられます。

10月からの消費税増税は、業者でない高岡さんにも大打撃。「これではいけない」と、民商が取り組む『消費税5%に戻せ』の署名をすぐに70筆、集めて来られました。

また宣伝行動にも尽力。民商の特大ポスターを自宅に貼って民商をPRしてもらっています。

民商も協力団体になっている『前川喜平さんの講演』も参加者を集めるなど、会員以上に奮闘していただいています。

『子帳くん』を奮闘しよう

10月からの消費税増税、複数税率施行に伴い、どの種類の会計ソフトも変更が必要で、もちろん『子帳くん』もバージョンアップが必要です。

いまお使いの方でまだ、バージョンアップを申し込んでおられない方(特に消費税一般課税の方や軽減税率対象の方は、早めに申し込みをしましょう。

バージョンアップ代金 5,500円



10月23日の導人会の様子

最低賃金が、
ことしも
変わります。

確認しましょう!

広島県 最低賃金

871円時給

令和元年
10月1日から **27円 UP**

雇い主も、働く上でも、最低限のルール。従業員も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

チケットは三次民商で販売していただきます。

子どもたちの未来
～ひとりひとりが輝くために～

in 三次

前川喜平さん講演会

ご自身も不登校の経験を持つ前川さんに、新しい教育・共有のつくり方を聞いてみませんか?

2019年 11月10日(日) みよしまちづくりセンター 「べべらホール」
13:30～16:00 (開演) 12:50 三次市十日市西六丁目 10-45

【チケット】1,000円
高校生以下無料
障がい者の介護者は無料
※送料あります(要事前申込)
※要事前申込書(付)

前川喜平 (まえかわ きへい)
1965年 奈良県御所市生まれ。東京大学法学部卒業。ユネスコ国際代表第一号書記、文部大臣秘書官、初等中等教育局長などを歴任。2016年文部科学事務次官に就任。2017年1月、退官。現在、自主民間中学のスタッフとして活動。現代教育行政研究会代表。

主催/前川喜平さんの講演を聞く会実行委員会
「チケット予約・お問い合わせ」先
実行委員会事務局 (E-mail: maekawazikouji@yahoo.co.jp)
または、
実行委員会代表数本 (090-8463-8274) 新田 (099-3630-2565)
までお問い合わせ下さい。

シリーズ
消費税増税で想定されるトラブルQ&A
その4

Q 軽減税率制度の導入に伴い、仕入税額控除の要件として区分経理をしなければなりません。具体的などうすればいいですか?

A 請求書に基づき、売上や仕入れ(経費)を税率の異なるごとに分けて記載し、これまでの帳簿記載要件に加え、

「軽減税率対象品目である旨」を記載するようになっていきます。

「軽減税率対象品目である旨」の記載例

【元帳】 売上				【元帳】 仕入			
2019年 月 日	摘要	借方	貸方	2019年 月 日	摘要	借方	貸方
11-11	売上(軽減税率品)		22,000	11-18	仕入(軽減税率品)	55,000	
	日当戻		21,500		仕入(標準税率品)	26,000	
	貸付	16,500			仕入(軽減税率品)	38,000	
	貸付	32,400		日当戻		34,800	

(注) 受領した請求書等をもとに帳簿に記載する